

宮城県土木部東日本大震災10年間の記録作成等業務委託

公募型プロポーザル企画提案募集要領

宮 城 県 土 木 部

土 木 総 務 課

宮城県土木部東日本大震災10年間の記録作成等業務委託 公募型プロポーザル企画提案募集要領

この要領は、宮城県土木部東日本大震災10年間の記録作成等業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名 宮城県土木部東日本大震災10年間の記録作成等業務委託

2 事業目的

東日本大震災の発生から10年目の節目を迎え、震災の記憶と経験を県内外に広く発信するとともに、今後も起こり得る大災害や危機管理への対応及び市民の防災活動に役立てることを目的として、10年間の復旧・復興の取組等について記録誌を作成する。

また、これまでの支援への感謝やその過程で得られた知見・教訓の未来への継承、次世代への震災伝承の気運の醸成を目的として、令和4年1月下旬から2月末までの間に震災復興に関するフォーラムを開催することとしている。

フォーラムの開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症リスクを踏まえた「新しい生活様式」の一環として、オンライン型イベント（収録動画配信）とすることとし、民間事業者の持つノウハウや、知識・経験、専門性を活用するため、企画提案を募集するもの。

3 業務内容

企画提案に当たっては業務の趣旨をよく理解し、本事業の目的や今後の利活用を考慮した手法を企画・検討すること。また、内容については、企画提案書を基本とするが、発注者と受注者で協議の上、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。

(1) 東日本大震災10年間の復旧・復興の記録誌作成業務

イ 全体構成、デザイン、レイアウト、校正、印刷製本等の記録誌作成に係る一連の業務を委託するものとする。

ロ 記録誌は本編及び概要版（パンフレット）を作成すること。成果品の規格及び仕様については概ね次のとおりとするが、詳細は発注者と協議の上、決定するものとする。

(イ) 本編：A4 カラー両面刷、500 頁程度、500 部

(ロ) 概要版：A4 カラー両面刷、30 頁程度、1000 部

(ハ) 納品期限：令和4年3月18日（金）

(ニ) 発送作業は発注者で行うものとする。

ハ 記録誌に掲載する内容は、主に既存資料の引用（発注者から資料提供）とするが、記事に必要な図表、マップイラスト等は受注者が作成すること。なお、本編については主に行政関係者向けのものとし、概要版については、行政関係者のみならず、一般の方々にも、見やすく、わかりやすく、読みやすい構成とすること。

ニ 発注者からの提供資料は次のとおり想定している。これらの資料をもとに土木部の

復旧・復興への取組やその成果等がわかるような構成とすること。

提供資料（仮）	備考
東日本大震災の復旧・復興における年間活動記録 （発災半年から10年目までの記録） ※10年目の記録は作成中	ホームページにて公開中
土木部復興だより	ホームページにて公開中
復興フォーラム等の開催記録	
復旧・復興事業完成写真	
土木部庁内イントラ掲載資料 （主に広報に係るもの）	
その他復旧・復興に関わる資料	

※上記以外の資料をもとに記録誌を構成する提案については、これを妨げない。この場合の本業務の遂行に必要な資料等は、受注者が準備するものとする。

（2）令和3年度 復興フォーラム運営・補助業務

イ 全体運営

事業目的を踏まえ、わかりやすく伝わりやすいテーマを検討すること。

ロ WEBサイトの構築，コンテンツ作成

実施内容（プログラム）の公開に最適な特設サイトの設計，掲載形式やサイト上に掲載するコンテンツの作成等を検討すること。

プログラムを構成するコンテンツは、必要に応じて、出演者等との連絡・調整を行った上で撮影収録を実施し、動画の編集制作を行うこと。

ハ 広報宣伝業務

復興フォーラム開催に当たって特設サイトにより多くの閲覧者を誘導するため、効果的なプロモーションを展開する。民間事業者の有する手法や技術を活かし、一般の方々の興味関心を集めて多数の閲覧が見込めるような工夫や広報戦略を検討すること。

ニ 配信業務

イベント情報発信の拠点となる専用サイトを構築した上で、プログラムとなる動画等の公開を行うこと。

ホ 実施報告書の作成

本業務完了後、プログラムコンテンツの画像，広報印刷物等の成果品，サイト閲覧数の集計・分析等を掲載したイベントの実施報告書（A4 版紙・電子媒体）を提出すること。

ヘ 県CMSへの移行

復興フォーラムの開催後に、構築した専用サイトを県CMSへ移行するものとする。移行するに当たっては、県CMS登録費用として1,000千円を予め見込むものとし、登録については、受注者とCMS事業者間で調整することとする。本業務における発注者、受注者及びCMS事業者の役割分担を以下に示す。

県CMSサイト登録に当たっての役割分担表

フェーズ	工程	発注者	受注者	CMS事業者	備考
要件定義・設計	実施計画書作成		○		スケジュール, 課題管理, 議事録作成
	要件定義		○		
	画面設計 (サイト構成, ワイヤフレーム, 画面デザイン)		○	△	PC版, スマートフォン版それぞれを設計する。
サイト構築	HTML コーディング (テンプレート単位)			○	HTML, JavaScript, CSS等画面構成するものを含む。
	ページの素材の調達	○ 文面	○ 画像等		素材とは, 構成前の文面及び画像等であり, ページ作成前のものである。
	県CMSへの機能及びデザインの実装			○	
	実装に伴うデザインの調整		○		
	ページ素材をもとにしたCMSコンテンツ作成			○	
	現行サイトからのページ移行			○	
	サーバー環境構築	検証環境構築			○
試験	デザインチェック		○		
	機能確認		○		
	総合試験	○	○	△	

【凡例】 ○・・・作業実施 △・・・作業補助

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月25日(金)まで

第2 事業費 (委託上限額)

金 19,835,200円 (消費税及び地方消費税の額を含む)

第3 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は, 次のとおりとする。

- 1 宮城県に活動拠点 (本店又は営業所等) を有し, 委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有すること。
- 2 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程 (平成9年宮城県告示第1275号) 第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であ

ること。

- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 4 宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 6 過去5年間に官公庁が発注する本業務（本要領第1の3（1）及び（2）に示す業務）に類似した業務の全部又は一部について受注した実績を有すること。

第4 スケジュール（予定を含む）

1 募集開始から契約締結まで

(1) 企画提案募集開始	令和3年	9月15日
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和3年	9月22日 正午
(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答	令和3年	9月24日
(4) 企画提案参加表明書等の提出期限	令和3年	9月27日 午後4時
(5) 企画提案参加資格等の通知	令和3年	9月28日
(6) 企画提案書等の提出期限	令和3年	10月 6日 午後4時
(7) 企画提案書のプレゼンテーション審査の実施	令和3年	10月13日
(8) 選考結果の通知	令和3年	10月 中旬
(9) 業務委託契約の締結	令和3年	10月 中旬～下旬

2 業務着手から完了に至るまで

(1) 業務開始	令和3年	10月 中旬～下旬
(2) 令和3年度震災復興フォーラム配信開始	令和4年	1月 下旬～2月末
(3) 東日本大震災10年間の復旧・復興の記録誌完成	令和4年	3月 上旬
(4) 業務完了	令和4年	3月 下旬

第5 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和3年9月22日（水）正午まで（必着）
- (2) 提出方法

イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

dobokgk1@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県土木部土木総務課企画調整班代表メール）

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

- (3) 回答方法

質問に対する回答は、宮城県土木部土木総務課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者

に対してのみ回答する。また、質問の内容が適切でないと判断される場合は回答しないものとする。

2 企画提案参加表明書等の提出及び参加資格の通知

(1) 提出書類

- イ 企画提案参加表明書（様式第2号）
- ロ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第3号）
- ハ 本要領第3の6に規定する履行実績が確認できる契約書の写し及び仕様書の写し等（PDF）

(2) 提出方法

- イ 電子メールにより提出すること。
- ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。
dobokgk1@pref.miyagi.lg.jp
（宮城県土木部土木総務課企画調整班代表メール）

(3) 提出期限 令和3年9月27日（月）午後4時まで

(4) 企画提案参加資格等の通知

- イ (1)の提出書類に基づき、参加資格の審査を行う。参加資格が認められず失格となった場合は、当該応募者に対してその理由を付して文書により通知する。
- ロ 企画提案への参加が認められる場合は電子メールにて通知するとともに、プレゼンテーション審査の実施方法及びスケジュールについて通知する。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- イ 宮城県土木部東日本大震災10年間の記録作成等業務委託に係る企画提案書等の提出（様式第4号） 1部
- ロ 企画提案書（任意様式） 5部及び電子媒体1部
企画提案書はA4版片面印刷（カラー印刷可）とし、表紙及び目次を除き20ページ以内（参考資料等の添付資料を含む）とする。電子媒体のデータはPDF形式によるものとし、CD-R又はDVD-Rにより提出すること。
- ハ プレゼンテーション資料（任意様式） 5部及び電子媒体1部
プレゼンテーション資料は、A4版片面印刷（カラー印刷可）15ページ以内（表紙等を含む）とし、企画提案書と同時に提出することとする。
資料の内容は企画提案書の概要とし、企画提案書の記載内容から大きく逸脱しないように留意すること。
なお、プレゼンテーション審査当日はWEB会議システムを使用する予定としており、本資料を画面共有するものとする。
- ニ 参考見積書（任意様式） 5部
(イ) 仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
(ロ) 本業務にかかる経費（人件費、旅費、印刷製本費等）は、全て計上すること。

(ハ) 参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度見積書の提出を求める。

(2) 企画提案書の構成

次に掲げる内容を全て記載すること。

イ 表紙

「名称」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」、「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」

ロ 目次

ハ 企画提案者（以下「提案者」という。）の概要

(イ) 企業理念

(ロ) 売上・経常利益・資本金・従業員数など経営状況及び規模が分かる指標

(ハ) 過去10年間の同種又は類似の業務実績とその実施年度

ニ 本文

(イ) 業務の実施方針

事業目的への理解と、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。

(ロ) 業務の実施フロー

事業目的の実現に向け、特に県との連絡・調整や業務分担を的確に行うことができるよう、業務の進め方等を簡潔に記載すること。

(ハ) 業務の実施方法

本要領の第1の3業務内容に示すそれぞれについて、具体的な手法を記載すること。

(ニ) その他効果が期待できる独自の提案

事業目的の実現のため、提案者が持つ技術・ノウハウ・資源等を活用した独自の提案があれば、具体的に記載すること。

ホ 業務実施体制

本業務を遂行するに当たっての人員体制及び実施スケジュールを記載すること。

また、業務実施に必要又は有用な資格を所持している者がいる場合は、保有資格、実務経験年数、本業務に類似した業務経歴等を記載すること。

(3) 提出期限 令和3年10月6日（水）午後4時まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県土木部土木総務課企画調整班（宮城県行政庁舎8階）

第6 業務委託候補者の決定

1 業務委託候補者の選定方法

(1) 県が設置する選定委員会において、審査項目及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーション審査の総合評価により、最も優れていると判断した提案者を業務委託候補

者として選定する。

- (2) 提案者が1者のみであった場合は、選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。
- (3) 応募者がいない場合、応募者全員が失格した場合又はすべての提案が事業目的を達することができないと判断した場合には、本公募を取りやめ、再度企画提案を募集する。なお、再公募の実施に当たっては、必要に応じ、公募内容を変更する場合がある。

2 審査実施内容

- (1) 実施日 令和3年10月13日(水) 予定 ※別途通知にて案内する
- (2) 実施会場 WEB会議システムによる
- (3) 審査方法

イ あらかじめ定めた評価基準に基づいて選定委員が審査を行い、各選定委員が採点した得点の総計最上位1者を選定する。

ロ 参加者が1者の場合も審査を行い、採用案に相応しいと判断される場合は、業務委託候補者として選定する。

ハ プレゼンテーション審査は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB会議システムを使用し、実施する予定としているため、提案者はプレゼンテーション実施日までに対応可能な会議環境を整えておくこと。(※使用するソフト等の詳細については別途通知する。)

ニ 1者当たりの持ち時間は20分以内(説明15分以内、質疑応答5分以内)とし、県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。

ホ 説明に当たっての補足資料の提出は認めない。プレゼンテーションに用いる資料は、画面共有するものとし、資料については第5の3(1)ハに記載のとおり、事前に提出されたプレゼンテーション資料を用いるものとする。

3 審査項目及び配点

次の審査項目及び評価内容、配点(合計100点)により行うものとする。

審査項目及び評価内容		配点
イ 法人実績	過去10年間の業務実績で履行能力が認められるか。	10
ロ 業務の実施体制等	①配置予定担当者の業務実績で履行能力が認められるか。	5
	②提案内容を適切かつ確実に履行することが可能な実施体制が構築されているか。	5
	③業務実施のスケジュールが現実的な計画で提案されているか。	5
	④業務全般の進行管理が行われる体制が提案されているか。	5
	⑤経済的かつ妥当な事業費となっているか。	5
ハ 業務内容	①業務理解度 ・本業務の目的を理解した実施方針となっているか等	15
	②記録誌の作成について ・制作する記録誌は発注者が提示する目的に沿ったものになっているか等	20
	③復興フォーラムについて ・目的を踏まえ、わかりやすく伝わりやすい企画提案がなされているか等	20
	④その他独自提案について ・独自の取組について提案があり、本業務の効果を一層向上できるか等	10
合計		100

4 選定結果等の公表

- (1) 選定結果については、県の入札結果等の公表に関する規定に基づき公表する。また、各応募者には書面で通知するとともに、各応募者の評価得点等を宮城県土木部土木総務課ホームページにて公表する。公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、応募者の名称と評価得点の特定ができないように配慮する。
- (2) 審査内容及び選定結果の問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
 - (2) 本募集要領等に従っていない場合
 - (3) 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合
 - (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条に該当する提案を行った場合
- 2 その他
 - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

- 1 契約に関する条件等
 - (1) 業務委託候補者の決定
選定委員会において決定した業務委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、事業費（委託上限額）の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により業務委託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を業務委託候補者とする。
 - (2) 契約書の作成
県と業務委託候補者が協議した上で契約書を作成する。
 - (3) 支払条件
支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、前金払は行わないこととする。
 - (4) 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(5) 成果物の利用

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

(6) 成果物の権利等

イ 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

ロ 成果物について、受注者は県に対し著作者人格権の行使を行わないものとする。

(7) 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 仕様書

選考結果の通知後、発注者と業務委託候補者で協議の上、仕様書を作成する。

(2) 企画提案書の取扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(3) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替、変更及び取消しは認めない。

(4) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(5) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(6) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

(7) 本業務の実施に当たっては、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、随時発注者と協議することとする。

(8) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

第9 問合せ先

宮城県土木部土木総務課企画調整班（宮城県行政庁舎8階）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 022-211-3108